

# ふるさとと会2008

3つの都市の「留萌の会」が開催されます

**東京** **札幌** **旭川**

**東京留萌の会**  
 と き：10月4日(土) 午後3時より  
 と ころ：レストラン銀座スエヒロ (東京都中央区銀座)

**札幌留萌の会**  
 と き：10月16日(水) 午後6時より  
 と ころ：KKRホテル札幌 (札幌市中央区北4条西5丁目)  
 会 費：5,000円

▼所定の用紙(留萌市のホームページからダウンロード可能)またはメール、電話にて、10月10日(金)までにお申し込みください。申し込みの際には、住所・氏名・電話番号・留萌とのゆかりをご記入又はご連絡ください。  
 ▼お問い合わせ・申し込みは留萌市役所企画調整課(電話42・1809)まで。

**旭川留萌の会**  
 と き：10月25日(土) 午後5時より  
 と ころ：花月会館 (旭川市3条7丁目)  
 会 費：5,000円

▼参加には事前の申し込みが必要です。  
 ▼問い合わせは旭川留萌の会事務局(旭川市旭川事務所 電話0168・27・5501)まで。

今年で30回目を迎える東京留萌の会は、東京近郊にお住まいの方が集い、留萌の近況や旬の話題を提供し、特産品の販売PRも実施するなど、ふるさと留萌に想いを寄せ、楽しいひと時を過ごします。



**15** 旭川留萌の会  
 この度、旭川在住で留萌にゆかりのある有志が発起人となり、旭川留萌の会が開催

詳しくは、左記まで。  
 市・企画調整課  
 ☎42・1809

**14** 東京留萌の会  
 留萌で生まれた方、幼少期を過ごされた方、仕事や学校の関係で留萌に住んでいた方など、留萌にゆかりのある方などなたでも参加できます。札幌市・旭川市近郊にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人にお知らせいただき、ぜひ多くの方に参加いただきたく、ご案内申し上げます。

**16** 札幌留萌の会  
 昨年、留萌市の市制施行60年・開港70年を契機に、札幌留萌の会が設立されました。引き続き、ふるさと留萌がもっと元気なまちになることを願い、留萌を愛する応援団の集いとして、第2回札幌留萌の会を開催します。

ふるさと留萌を愛する応援団が集うふるさとと会に参加しませんか  
 されることになりました。  
 留萌に一番近い都市・旭川から、ふるさと留萌を愛し応援していく会にしたいと、留萌の高校2校の卒業生を中心に開催案内のハガキが送付されています。  
 もちろん、ハガキが届いていない方でも、留萌に少しでもゆかりのある方であれば、どなたでも参加できます。

市税	市道民税/固定資産税/ 国民健康保険税/ 軽自動車税等	
市税外	住宅使用料/保育料/ 下水道受益者負担金/ 土地貸付金等	

税務課では、10月から12月を「納税推進強調月間」として、皆さんに市税・市税外の納付をお願いしています。もう一度、お手元の納税通知書等をお確かめのうえ、納付にご協力ください。何らかの事情により納期内に納められない場合は、税務課へご相談ください。市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

10月・11月の「納税などの相談日」は次のとおりです。

相談日	時間	相談日	時間
10月19日(日)	午前9:00 ~ 午後5:00	10月7日(火)	午後5:30 ~ 午後8:00
10月26日(日)		10月9日(水)	
11月23日(日)		10月21日(火)	
		10月23日(木)	
		11月27日(木)	

正面玄関向かって左横の通用口からお入りください。

市・税務課  
 ☎42・1804



忘れていませんか?

## 10月から 納税推進強調月間

左記に該当する方は、10月からの保険料は年金から差し引かれることとなります。  
 ●社会保険や共済組合などの健康保険に加入していた方  
 ●配偶者や子供などの保険の扶養になっていた方(国民健康保険や国民健康保険組合だった方を除きます)  
 ただし、上記のいずれかに当てはまる方は、いままでどおり納付書か口座振替

により納めていただきます。  
 なお、平成20年度の保険料額は2,100円になります。が、扶養になっていた方の保険料額が2,100円になつていない場合は市役所までご連絡ください。

北海道後期高齢者医療広域連合  
 ☎011・290・5601  
 市民課保険給付係  
 ☎42・1805



いろいろな情報をまとめて紹介します

- 社会保険や共済組合などの健康保険に加入していた方
- 配偶者や子供などの保険の扶養になっていた方

10月からの保険料は、原則として年金から差し引かれます。

ただし、次の方は納付書又は口座振替となります。

- ①年金額が年額8万円未満の方  
 ※介護保険料が年金から差し引かれていない方
- ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、介護保険が引かれている年金額の半分を超える方
- ③通知済の保険料額変更通知書に、9月以降の普通徴収欄に金額が入っている方

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料が10月より年金から差し引かれる方へ